

学校における児童生徒間の性暴力について

～学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブックの紹介～

元三重県小学校教員 小林 美奈子

1. はじめに

性暴力は、「魂の殺人」とも言われ、肉体的のみならず精神的にも深刻な傷を負わせ、人としての尊厳を奪うものです。

小学生の時に被害に遭い17歳のときに体調を崩し、その後PTSDと診断され、被害から30年以上たっても通院し、薬を服用しなければ日常生活が困難な方もいらっしゃいます。時間をかけてケアすれば、被害で負った傷は必ず回復すると信じていたのですが、その被害がなかったことには、けっしてならないのです。

性暴力を未然に防ぐための教育や包括的性教育、被害に遭った方が回復へ向かう仕組みの構築が必須だと考えます。

内閣府は三年に一度、男女間における暴力に関する調査を全国の20歳以上の5000人を対象に行っています。その調査によると、無理やりに性交等をされた経験があるのは、約24人に1人、女性においては約14人に1人とのことです。被害に遭った時期については複数回答ではあるものの、10代以下が49%を占めます。このことからわかるように、人生の早い時期、そして通年にわたって、性暴力を未然に防止する学びの機会が必要です。

教育関係者からの子どもに対する性暴力は、法改正によって厳しく処罰されるようになりました。しかし、子どもが被害を受ける立場となる場合だけでなく、加害側になる場合もあります。学校としてどんな対応をすればよいか、対象となった子どもにどう聴き取りや事実確認をすればよいか等、対応に不安があ

ると答えた教職員は、調査対象の88%という結果も報告されています。性暴力は、性の問題であるとして取り扱いが困難だと考えられがちであり、人間関係により被害が発覚しづらい等の理由から、潜在化する傾向があります。しかし、被害児童生徒へはもちろんのこと、保護者や関わる児童生徒に対して、慎重で適切な早期対応が求められます。

こういった理由から、子どもたちを被害者にも加害者にも、傍観者にもさせないために、三重県では2023年2月に「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」が作成されました。

2. これまでの三重県のとりくみ

①みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」

2015年6月から、性暴力被害に遭った方の電話相談、ラインでの相談等を行う性暴力被害者支援センター「よりこ」(寄り添う心)が開設されました。「よりこ」は、被害に遭った方の心身が少しでも早く回復できるよう、総合的な支援を関係機関と連携し、ワンストップケア(複数の関係機関でのケアを1カ所にまとめること)を行っています。

また、小中学生に向けたポスターも作成され、「あなたの望まない性的な行為はすべて性暴力」であることを伝えています。性暴力を受けると、体や心に大きなダメージや傷を負い、時間がたっても恐怖や不安で混乱した状態になることがわかっています。

相談対応としては、「医療機関の紹介」、「付き添い支援」、「相談員による面接相談」、「弁

護士による法律相談」を行っています。相談件数については、これまで年間平均300件あったものが、2020年には倍増しています。

②子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業

子どもたちが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない未来をつくるため、2021年度県民参加型予算（みんつく予算）を活用して「子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業」を始めました。児童生徒や保護者、養護教員を対象に出前講座を行い、学習教材を各校に配付し、教職員向けの研修や親子で学ぶ性被害防止対応教室を実施しました。

③学習教材 絵本「おしえて！くもくん！」

絵本「おしえて！くもくん！」では、「プライベートゾーン」とは、「みずぎを きると かくれるところ」「おくちや、おとこのこのむねも」「だいじなぶぶん」であり「わるいのはきみじゃない さわったひと」「『いや』ということ」「きみのからだも おともだちのからだも ぜんぶ たいせつなんだ」と伝え、「いやなことをされている おともだちがいたら おとなに おはなししてね」と相談することを促す内容です。この絵本は、三重県内の全小中学校に配付されました。

3. 学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック

関係機関の連携が不十分であると、被害を受けた子どもが各機関において、思い起こしたくない体験を何度も話さなければなりません。そこで、ワンストップケアを行う「よりこ」等の関係機関と学校が連携するためには、共通の指針が必要であることから、ハンドブックを2023年に作成しました。このよ

うなハンドブックは全国では兵庫県、奈良県について三重県は3番目となっています。

以下、ハンドブックについて抜粋して紹介します。ぜひ全文をご覧ください。

ハンドブック：

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001061278.pdf>



(1) 被害対応手順

ハンドブックでは、第1章で手順をタイムライン（時系列の行動計画）として示しています。性暴力の発見は、疑いの段階でも即日対応すること、被害児童生徒ファーストでチームを設置すること、関係機関と連携をとることなどの対応支援をできるだけ早く行うこととしています。それは被害によって妊娠の可能性、被害児童生徒の身体、精神への影響など多岐にわたる理由からです。一刻も早く被害児童生徒を救うことを優先事項としています。

(2) 早期発見

被害に遭った子どもを早期に発見し、適切に対応することが大切ですが、子どもが被害について、なかなか言い出せないことがあります。受けた被害を隠そうとしたり、受けた行為が被害だという認識が子どもにない場合もあったりするからです。

被害を早期に発見するために、ハンドブックでは以下の方法を紹介しています。

○子どもの発するサインを見逃さずトラウマ反応を理解する

- 早期発見のためのアンケート調査の実施
- 日常生活の観察
- 児童生徒との会話
- 生活の記録の確認
- 保護者との連携・情報交換
- 教育相談
- 養護教諭等との連携

(3) 被害児童生徒への対応の基本

被害児童生徒への初期対応を見誤ると、子どもは口を閉ざしてしまったり、二次被害につながったりすることが懸念されます。ハンドブックでは「トラウマ反応」について紹介しています。

被害を受けた児童生徒は、多くの場合、心やからだに大きな衝撃を受け、傷つき混乱しています。また自分の身に起きたことがよく理解できず、違和感を覚えて不安になっていることもあります。そのため、聴き取りの際は相手(子ども)のペースに合わせることを心がけ、問い詰めることのないように気を付けてください。また、眠れない、食欲がないなどの身体症状や、被害に遭った時のことを急に思い出す「フラッシュバック」などさまざまな変化があらわれることがあります。一方で、記憶の遮断という冬眠状態と言われるようなまったく何事もなかったかのように振る舞うこともあります。子どもの様子を丁寧に観察し、誰にでも起こりうる当たり前の反応(＝トラウマ反応)を教職員や保護者が理解することが大切です。また、そのような反応が見られた時は、一時的なものであることを本人に伝えることで安心することもあります。トラウマ反応を理解したうえでの対応が必要となります。

(4) 性暴力被害対応支援と留意点

実際に性暴力の被害を被害児童生徒から打ち明けられたり、本人以外の児童生徒から相談されたりしたら、教職員はどうすればよいのでしょうか。ハンドブックでは、そのようなときのために、児童生徒からの話の聴き方や記録の残し方、対応チームの立ち上げ方まで具体的に記載しています。

①被害児童生徒から打ち明けられたら

○児童生徒が自発的に話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取ります。その際は児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。

○児童生徒から「親には言わないで」と言われたら、どのようなことが不安なのかを聴き取り、いのちに関わることや法に触れることについては秘密にはしておけないことを丁寧に説明してください。

②聴き取りの留意点

○被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあるので、共感は大ですが極端に感情的な対応にならないように留意します。

○別の教職員に同じ話を聴かれて被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまうことがあります。繰り返し同じ話を聴くことは避けてください。

(5) 性暴力被害対応チームの事実確認と方針決定

被害児童生徒から打ち明けられ、子どもを安心させ、保護まで細心の注意を払いすすめて対応してきたとします。いじめの問題であ

れば、加害児童生徒への聴き取り、児童生徒指導となっていくことが予想されますが、性暴力の場合は、対応が異なることを以下のようハンドブックでは述べています。

- ①チームで共有する正確な事実確認のために
- 情報集約をする教職員を決めてください。
船頭が多くては船が真っ直ぐ進まないため、すべての情報を把握し、とりまとめる教職員を一人指定してください。
- 事実確認と生徒指導は明確に区別し、事実確認の場で指導を行わないようにします。
- 聴き取りは、被害児童生徒、関わりのあるその他の児童生徒、加害児童生徒の順に個別に行います。その際は最初に情報を得た教職員の記録をもとに、それを補完する形で聴き取りをしてください。何度も同じことを聴かないように留意してください。
- 被害児童生徒に、「知りたいことがあれば何でも質問して欲しい」「わかる範囲でちゃんと答える」と、「質問する権利」と「知る権利」があることを伝えてください。

②被害児童生徒の保護者への連絡

- 保護者には「全力で被害児童生徒を守ること」「組織として秘密は守ること」を強く約束することが肝要です。その際、被害児童生徒を守るために複数の教職員で本人を支える必要があるため、支援に当たる限られた教職員間のみで情報共有し、秘密は絶対に守ることを約束して同意を得ておくことが大切です。
- そして、「今のところわかっている情報」を伝えます。その際は情報収集で得た事実を正確に伝えてください。今後、警察等の司法が関わる可能性がありますので、憶測で話をするのは避けましょう。また、発生時のみだけでなく調査の進捗に応じて随時連

絡することで、保護者との信頼関係を維持することが大切です。

③方針を決定する際の留意事項

- 被害に遭った本人である被害児童生徒を置き去りにしたまま対応を進めないでください。できる限り分かりやすく対応方法を説明し、安心感を与えてください。
- 加害児童生徒への対応は、「自分のしたことを説明できて反省できる」「同じことを繰り返さない」ことを目標としてください。ただし、加害児童生徒が以前は被害を受ける側だったというケースもありますので、加害児童生徒の心のケアも考慮してください。
- 謝罪の機会を安易に設定しないでください。被害児童生徒からすれば謝罪を受け入れることを強制されていると感じることがあります。被害児童生徒が加害児童生徒を心の底から許すことは簡単なことではありません。また、加害児童生徒にも「謝罪をすればすべてが許される」という思い込みを抱かせてしまうおそれがあります。謝罪が必要な状況かどうかを慎重に見極める必要があります。

(6) 被害児童生徒への対応

被害児童生徒が受けた心の傷は、想像を絶するものがあります。学校生活に戻る際には、きわめて配慮が必要となります。ハンドブックでは以下のような点に留意することを推奨しています。一つひとつ、子どもと保護者とも丁寧にじっくり話し合うことが求められます。

- 通学方法はどうするか(保護者が送迎するか、一緒に登校できる友だちはいるか)
- 学校に到着してから教室までのルートはど

- こを通るか（被害に遭った場所は避ける、携帯電話所持の場合は職員室に預ける）
- 下校時の対応はどうか（職員室に寄るか、一日の様子の確認をする）
- 教室の座席はどうか（希望に合わせて教室の座席を変える）
- 不安や緊張が高まった際の学校内での避難場所はどうか
- 誰かが被害のことを質問してきた場合はどのように答えるか
- 被害を受けたことにより、学校内で行けなくなった場所があるか
- どのような状況で精神的に不安定になるか
- 同じような被害を受けそうになった時に児童生徒ができることは何か（具体的に）

このハンドブックは、現場の声や専門家の意見をふまえ、学校としての対応、被害児童生徒や保護者等の心理的なケアについて重きをおいて説明しています。また、学校現場で起きうる具体的な例を記載することで、被害からの回復のために必要とされることや二次被害を起こさせないことを伝えています。

学校にできることには限りがあり、いわゆる生徒指導とは全く異なる対応が必要です。まず教員は性暴力に関して専門性はないと自覚することから始めなければなりません。だからこそ、チームを作り、専門家の支援を受ける必要があるのです。

学校と関係機関が共通の考えや方針に則ったうえで連携することは、学校を支えること、ひいては子どもたちを支えることにつながります。そして傷を負った子どもたちの回復を願い、必要のない傷を一人として負わせることのない、子どもたちにとって安心できる環境、社会づくりにつなげるために貢献できる基本的なことのひとつだと考えます。

出来事が起きた日が近づくと息苦しくなっ

たり、ふとした瞬間その時のことがフラッシュバックして立っていられなくなったり、もしかすると、自分の存在を変えたい、消してしまいたいなんて思いつめてしまうような事態がなくなるために。未来を生きる子どもたちのために今の大人ができること、学校ができること、行政ができることをみなさんと考えていきたいと思います。

このハンドブックは2019年10月、三重県議会議員が質疑に立ったことをきっかけに、2022年度予算案にマニュアル策定のための予算が計上され、ハンドブックが作成されました。その質疑の際の一部を抜粋します。

こんな言葉があります。「1 is too many.」、
「1人でも、1度でも、多すぎる」。それは、絶対あってはならないこと。性暴力についての研修で聞いた言葉です。なかったことにしたい、なかったことにはできない。なかったことにはならないのです。

2020年以降三重県での性暴力に関する相談件数は増えています。これは「よりこ」の認知が高まり、相談できることへの周知の結果も一因ですが、私は約600件という相談件数は氷山の一角であると思っています。そして、今後相談者の若年化は進行していくものと推測されます。そうなる前に未然防止はもちろん進めなくてはなりませんが、被害にあった子どもたちを私はどうしても救いたいと思っています。学校をはじめとする様々な機関が連携し、専門的な知見にもとづいて、子どもたちを守る仕組みが全国に広がることを願っています。